令和5年度(令和6年4月採用)第2回

長久手市職員採用候補者試験募集要項

- 1 求める人物像 いつも笑顔であいさつができる人 長久手市のまちづくりに対して「思い」を持てる人
- 2 試験区分・採用予定人員等

	- 体力了足入员寸	
試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務 (障がい者)	1 名程度	・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した人または令和6年3月卒業見込みの人・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
保育士	若干名	 ・平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく短期大学(高等専門学校、専修学校の専門課程及び厚生労働大臣の指定する養成施設を含む)以上を卒業した人または令和6年3月卒業見込みの人 ・保育士資格を有する人または令和6年3月31日までに資格取得見込みの人
保健師	若干名	・平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく短期大学(高等専門学校及び専修学校の専門課程を含む)以上を卒業した人または令和6年3月卒業見込みの人・保健師資格を有する人または令和6年3月31日までに資格取得見込みの人
土木技師	1 名程度	・平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく短期大学(高等専門学校及び専修学校の専門課程を含む)以上の土木課程を卒業した人または令和6年3月卒業見込みの人

- ※1 卒業見込みの人が、令和6年3月31日までに卒業しなかった場合は、任用資格を失います。
- ※2 受験資格に定める資格等を取得見込みの人で、令和6年3月31日までに当該 資格等を取得しなかった場合は、任用資格を失います。
- ※3 「専修学校の専門課程」とは、文部科学大臣により専門士の称号が付与される 課程をいいます。
- ※4 保健師及び土木技師について、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人も申し込みできます。
- ※5 日本国籍を有しない人は、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができません。

次のいずれかに該当する場合は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する次の人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 長久手市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に 規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 試験日時等(予定)

区	分	職種	日 時	合格発表
第 1 試	次験	全職種	令和5年11月12日(日) (詳細は、10月31日(火)以降に書面にてお 知らせします。)	1 1月24日(金)頃 (HPにて合格者の受 験番号を公表)
第 2 試	次験	全職種	令和5年12月3日(日) (詳細は、第1次試験合格者にお知らせします。)	12月15日(金)頃 (HPにて合格者の受 験番号を公表)
第 3	次験		令和6年1月11日(木)、12日(金)のいずれか1日 (詳細は、第2次試験合格者にお知らせします。)	1月下旬 (郵便にて通知)

[※]試験日程は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

4 試験の方法

区分	職種	内容
第 1 次 試	全職種	適性検査
	全職種	グループワーク試験 (主として人物について、集団作業による試験を行います。)
	・一般事務 (障がい者) ・保健師 ・土木技師	プレゼンテーション試験 (自己 P R を行い、それに対する質問を行います。)
	保育士	実技試験 (保育士として職務遂行に必要な能力を判断するため、実技試験 を行います。)
第 2 次 試	・一般事務 (障がい者)	能力検査(SPI3) (基礎能力検査をマークシート方式で実施します。)
	·保育士 【選択制】	教養試験 (一般的知識および能力について、択一式による筆記試験を行います。)
	保健師	専門試験 (技術職として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆 記試験を行います。)
	土木技師	専門試験 (技術職として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆 記試験を行います。)
第3次試験	全職種	口述試験 (主として人物について、個別面接による試験を行います。)

5 受験手続

D 安缺于制 区分	
	[インターネットによる申込(原則)] 次のURL(長久手市電子申請システム) に接続し、画面の指示に従って入力してくだ さい。 https://logoform.jp/form/qbGK/377306
	《注意事項》 ア パソコンや通信回線上の障害等により、期限までに申込みが完了しなかった場合においても、追加で受付を行いませんので、期限までに余裕をもってお申込みください。 イ 長久手市電子申請システムの画面の指示に従って、下記の提出書類①、②(各種手帳をお持ちの方は③を含む)をPDFで提出してください。 ウ インターネット申込みの際のファイル名は、下記の名称として
申込方法	ください。 試験申込書:「試験申込書(名前)」 試験申込書別添シート(自己PRシート):「自己PRシート(名前)」 エ 申込時に入力したメールアドレスに、受付完了通知が送信されます。受付完了通知が届かない場合は、人事課まで電話でお問い合わせください。 オ 受験番号は、10月31日(火)に発送予定の第1次試験の通
	知に記載する予定です。受験票に <u>受験番号を記入の上、試験申込書に添付したものと同じ写真を貼付</u> して、試験受付時に提示してください。 原則、インターネットによる申込みをお願いしておりますが、困難な場合は、窓口又は郵送でも受け付けます。
	[持参による申込] 下記①~③の書類を人事課人事係へ、原則本人が提出してください。 [郵送による申込] 下記①~③の書類を封筒に入れ、封筒に「受験申込」と朱書きし、
	人事課人事係まで 書留郵便 でお送りください。 なお、書類の不備について、メールや電話にて修正をお願いすることがありますが、連絡が取れなかった場合は、申込みを受理することができませんので、ご了承ください。

インターネットで申込みをする際は、画面に従って必要書類を添付 してください。

インターネットによる申込みが困難な場合は下記の書類を人事課まで提出してください。

- ①試験申込書
- ②試験申込書別添シート(自己PRシート)
- ③身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し (一般事務 (障がい者)、保健師及び土木技師でお持ちの方)

く注意事項>

試験は、活字印刷文による出題、音声による指示及び口頭試問で行います。障がい者で、試験受験の際に配慮が必要な方は、可能な範囲で配慮を行いますので、任意の様式に、必要とする配慮と理由を記載したものを、併せて提出してください。ただし、配慮できない場合もありますので、ご了承ください。

※以下の書類については第3次試験受験時に提出

- 成績証明書
- 卒業(見込)証明書

提出書類

- 保育士証の写しまたは保育士資格取得見込証明書 (保育士のみ)
- ・保健師免許証の写しまたは保健師資格取得見込証明書(保健師の み)
 - ア 紙で提出する場合、試験申込書は、両面印刷したものに記入してください。
 - イ 写真(上半身、脱帽、正面向、縦4m×横3m)は、3か月以内に撮影した同じものを試験申込書と受験票への貼付用の2枚用意してください(インターネット申込みの場合は1枚(受験票への貼付用))。インターネットによる申込みの際は、試験申込書の写真欄にデータで貼り付けた後、試験申込書をPDF形式に変換し試験申込書添付箇所に添付ください。試験当日は受験票に貼付し、1次試験受付時に提示してください。持参及び郵送による申込みの場合は、試験申込書及び受験票に貼ってください。
 - ウ 試験申込書別添シート(自己PRシート)は、A4サイズ1枚にまとめて記載してください。
 - エ 記入の際は、消えるボールペンは使用しないでください。
 - オ 成績証明書および卒業(見込)証明書は、令和5年4月1日以 降の証明日のものに限ります。
 - カ 提出書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。

[インターネットによる申込]令和5年10月20日(金)午後5時15分まで

受付期間

[持参による申込]

令和5年10月20日(金)まで 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (土・日曜日・祝日は、市役所閉庁のため受付できません。)

[郵送による申込]令和5年10月18日(水)まで期間内の消印有効

	【送付先】 長久手市役所市長公室人事課人事係 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 電話 0561-56-0604		
第1次試験の詳細	第1次試験の詳細は、10月31日(火)に発送します(予定)。 なお、11月5日(日)までに届かない場合は、人事課人事係まで お問い合わせください。		

6 給与(令和5年9月現在)

(1) 初任給(地域手当含む。)

	大 学 卒	短 大 卒	高校卒
給料月額	210,870円	186,780円	174,790円

- ※ 職歴等がある場合は、加算される場合があります。
- (2) その他諸手当
 - ア 期末手当 給料、地域手当等の2.4月分
 - イ 勤勉手当 給料、地域手当等の2.0月分
 - ウ 通勤手当 自家用車(月額最高31,600円)
 - 公共交通機関 (月額最高55,000円)
 - 工 住居手当 賃貸住宅(月額最高28,000円)
 - 才 扶養手当 配偶者 (月額6,500円)

子 1人当たり(月額10,000円) その他 1人当たり(月額6,500円)

- カ その他 時間外勤務手当、特殊勤務手当など勤務実績により支給
- (3) 給与は、人事院勧告に準じ、改定されます。
- (4) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

7 採用の時期

- (1) 第3次試験に合格すると採用が内定されます。
- (2) 採用が内定した人は、令和6年4月1日に採用され、市役所本庁等に配属されることとなります。

問合せ先

長久手市役所市長公室人事課人事係

7480-1196

長久手市岩作城の内60番地1(長久手市役所本庁舎2階(3窓口)

電 話 0561-56-0604(直通)

FAX 0561-63-2100

メール jinji@nagakute.aichi.jp (人事課代表メール)